

奈良県訓令第九号

各部課室
各出先機関

特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間に関する規程（昭和四十八年三月奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

職 員	機関の名称		勤務時間の割振り	週休日	
	奈良県東京事務所	職員			職員の範囲
総務部知事	うだ・アニ	奈良県外国 人支援セン ター	外国人支援 センターに 勤務する者	一週間当たり三十八時間四十五	職員ごとに毎週二
		奈良県旅券 事務所	旅券事務所 に勤務する 者	一週間当たり三十八時間四十五 分を超えない範囲内において、 所属長が定める。	日曜日及び土曜日
		奈良県東京 事務所	奈良まほろ ば館に勤務 する者	四週間を超えない期間につき一 週間当たり三十八時間四十五分 を超えない範囲内において、所 属長が定める。	職員ごとに四週に 八回所属長が定め る日

<p>公室南部東 部振興課う だ・アニメ ルパーク振 興室</p>	<p>マルパーク 振興室に勤 務する者</p>	<p>分を超えない範囲内において、 所属長が定める。</p>	<p>回所属長が定める 日</p>
<p>総務部知事 公室消防救 急課</p>	<p>防災航空業 務に従事す る者</p>	<p>四週間を超えない期間につき一 週間当たり三十八時間四十五分 を超えない範囲内において、所 属長が定める。</p>	<p>職員ごとに四週に 八回所属長が定め る日</p>
<p>奈良県文化 会館</p>	<p>文化会館に 勤務する者</p>	<p>四週間を超えない期間につき一 週間当たり三十八時間四十五分 を超えない範囲内において、所 属長が定める。</p>	<p>職員ごとに四週に 八回所属長が定め る日</p>
<p>奈良県橿原 文化会館</p>	<p>橿原文化会 館に勤務す る者</p>	<p>四週間を超えない期間につき一 週間当たり三十八時間四十五分 を超えない範囲内において、所 属長が定める。</p>	<p>木曜日（その日が 国民の祝日に関す る法律（昭和二十 三年法律第七十 八号）に規定する 休日（以下「休日 」という。）であ る場合は、その日 後において、その 日に最も近い休日、 日曜日又は土曜日 でない日）及び職 員ごとに四週に四 回所属長が定める</p>

	奈良県立美術館	榎原考古学研究所	奈良県立民俗博物館	奈良県立図書館
	美術館に勤務する者	附属博物館の業務に従事する者	民俗博物館に勤務する者	図書情報館
	一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	一週間当たり三十八時間四十五
日	月曜日（その日が休日である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日）及び職員ごとに毎週一回所属長が定める日	職員ごとに四週に八回所属長が定める日	月曜日（その日が休日である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日）及び職員ごとに毎週一回所属長が定める日	職員ごとに四週に

書情報館	奈良県立野 外活動セン ター	奈良県立橿 原公苑	奈良県食品 衛生検査所		文化・教育 ・くらし創
に勤務する 者	野外活動セ ンターに勤 務する者	橿原公苑に 勤務する者	中央卸売市 場の食品衛 生監視業務 に従事する 者	右に掲げる 業務以外の 業務に従事 する者	奈良労働会 館に駐在し、
分を超えない範囲内において、 所属長が定める。	一週間当たり三十八時間四十五 分を超えない範囲内において、 所属長が定める。	一週間当たり三十八時間四十五 分を超えない範囲内において、 所属長が定める。	一週間当たり三十八時間四十五 分を超えない範囲内において、 所属長が定める。	一週間当たり三十八時間四十五 分を超えない範囲内において、 所属長が定める。	一週間当たり三十八時間四十五 分を超えない範囲内において、
八回所属長が定め る日	職員ごとに四週に 八回所属長が定め る日	職員ごとに四週に 八回所属長が定め る日	日曜日（一月五日 及び十二月二十七 日から同月三十日 までに属する日が 日曜日に当たる場 合は、職員ごとに その日の属する週 に一回所属長が定 める日）及び職員 ごとに四週に三回 所属長が定める日	日曜日及び毎週一 回所属長が定める 日	日曜日及び職員ご とに四週に四回所

<p>造部子ども ・女性局女 性活躍推進 課</p>	<p>子育て女性 の就労支援 業務に従事 する者</p>	<p>所属長が定める。</p>	<p>属長が定める日</p>
<p>奈良県女性 センター</p>	<p>女性センタ ーに勤務す る者</p>	<p>一週間当たり三十八時間四十五 分を超えない範囲内において、 所属長が定める。</p>	<p>月曜日（その日が 休日である場合は、 その日後において、 その日に最も近い 休日でない日）及 び職員ごとに四週 に四回所属長が定 める日</p>
<p>文化・教育 ・くらし創 造部子ども ・女性局こ ども家庭課</p>	<p>奈良労働会 館に駐在し、 母子家庭等 の就業及び 自立支援業 務に従事す る者</p>	<p>一週間当たり三十八時間四十五 分を超えない範囲内において、 所属長が定める。</p>	<p>日曜日及び職員ご とに四週に四回所 属長が定める日</p>
<p>奈良県中央 子ども家庭 相談センタ ー</p>	<p>一時保護児 童の保護指 導、夜間休 日等の児童 相談、配偶 者からの暴 力を受けた 者等の一時</p>	<p>一週間当たり三十八時間四十五 分を超えない範囲内において、 所属長が定める。</p>	<p>職員ごとに四週に 八回所属長が定め る日</p>

	保護及び給 食業務に従 事する者		
奈良県立精 華学院	精華学院に 勤務する者	一週間当たり三十八時間四十五 分を超えない範囲内において、 所属長が定める。	職員ごとに四週に 八回所属長が定め る日
奈良県心身 障害者福祉 センター	心身障害者 福祉センタ ーに勤務す る者	一週間当たり三十八時間四十五 分を超えない範囲内において、 所属長が定める。	火曜日（その日が 休日である場合は、 その日後において、 その日に最も近い 休日でない日）並 びに職員ごとに四 週に二回所属長が 定める月曜日及び 四週に一回所属長 が定める日
奈良県立藤 の木学園	藤の木学園 に勤務する 者	一週間当たり三十八時間四十五 分を超えない範囲内において、 所属長が定める。	職員ごとに四週に 八回所属長が定め る日
奈良県景観 ・環境総合 センター	景観・環境 総合センタ ーに勤務す る者	一週間当たり三十八時間四十五 分を超えない範囲内において、 所属長が定める。	職員ごとに四週に 八回所属長が定め る日
水循環・森 林・景観環	県が管理す る公園に駐	一週間当たり三十八時間四十五 分を超えない範囲内において、	職員ごとに四週に 八回所属長が定め

境部景観・ 自然環境課	在し、保安 及び維持管 理業務に従 事する者	所属長が定める。	る日
奈良県営競 輪場	競輪場に勤 務する者	一週間当たり三十八時間四十五 分を超えない範囲内において、 所属長が定める。	職員ごとに四週に 八回所属長が定め る日
奈良県商工 観光館	商工観光館 に勤務する 者	一週間当たり三十八時間四十五 分を超えない範囲内において、 所属長が定める。	職員ごとに毎週二 回所属長が定める 日
奈良県中小 企業会館	中小企業会 館に勤務す る者	一週間当たり三十八時間四十五 分を超えない範囲内において、 所属長が定める。	職員ごとに毎週二 回所属長が定める 日
奈良県奈良 労働会館	奈良労働会 館に勤務す る者	四週間を超えない期間につき一 週間当たり三十八時間四十五分 を超えない範囲内において、所 属長が定める。	日曜日及び職員ご とに四週に四回所 属長が定める日
奈良県中和 労働会館	中和労働会 館に勤務す る者	四週間を超えない期間につき一 週間当たり三十八時間四十五分 を超えない範囲内において、所 属長が定める。	職員ごとに四週に 八回所属長が定め る日
奈良県しごと iセンター	就業相談業 務に従事す る者	四週間を超えない期間につき一 週間当たり三十八時間四十五分 を超えない範囲内において、所 属長が定める日	日曜日及び職員ご とに四週に四回所 属長が定める日

ンター	に勤務する者	所属長が定める。	日
奈良県畜産技術センター	畜産技術センターに勤務する者	一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	職員ごとに毎週二回所属長が定める日
奈良県へりポート管理事務所	へりポート管理事務所に勤務する者	四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	職員ごとに四週に八回所属長が定める日
中和公園事務所	中和公園事務所に勤務する者	一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	職員ごとに毎週二回所属長が定める日
奈良公園事務所	保安及び駐車場の業務に従事する者	一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	職員ごとに毎週二回所属長が定める日
前各項のほか、任命権者が、当該機関の公務の運営上の事情により、臨時に必要なやむを得ない限度で、	上記機関に勤務する者のうち、任命権者が特別の形態によつて勤務する必要があると認め	四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	職員ごとに四週に八回所属長が定める日

特別の形態
によつて勤
務する必要
があると認
める機関